

貸付資金の種類

1. 総合支援資金（※平成27年度より原則として自立相談支援の利用を前提としています）

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの要件にも該当する場合に、（1）から（3）に掲げる費用として貸し付ける資金です。

（ア）失業者等、日常生活全般に困難を抱えていること

離職者が生活支援費を借り入れる場合、以下①から④のすべてに該当すること

- ① 失業後2年以内である。
- ② 世帯の生計中心者として6ヶ月以上生計を維持していたこと。
- ③ 就労可能な状態であり、就職するための努力をしている。
- ④ 雇用保険を受給していない。（受給資格がある場合は、すでに受給を終了している。）

（イ）生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要としていること

（ウ）貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であること

（エ）低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること

（オ）資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）の本人確認が可能であること

（カ）現に住居を有していること又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当（以下「住宅手当」という。）の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること

（キ）実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること

（ク）実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること

（ケ）失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

（1）生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用

（2）住宅入居費

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

（3）一時生活再建費

生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用

2. 福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）に対し、次の各号に掲げる費用として貸し付ける資金です。

（１）福祉費

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用

- （ア） 生業を営むために必要な経費
- （イ） 技能修得に必要な経費
- （ウ） 住宅の増改築、補修等に必要な経費
- （エ） 福祉用具等の購入に必要な経費
- （オ） 障がい者用自動車の購入に必要な経費
- （カ） 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
- （キ） 負傷又は疾病の療養に必要な経費
- （ク） 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費
- （ケ） 災害を受けたことにより臨時に必要な経費
- （コ） 冠婚葬祭に必要な経費
- （サ） 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
- （シ） 就職、技能習得等の支度に必要な経費
- （ス） その他日常生活上一時的に必要な経費

（２）緊急小口資金（※平成 27 年度より原則として自立相談支援の利用を前提としています）

次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用

- （ア） 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- （イ） 給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき
- （ウ） 火災等被災によって生活費が必要なとき
- （エ） その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき

3. 教育支援資金

低所得世帯に対し、次の各号に掲げる費用として貸し付ける資金です。

(1) 教育支援費

低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。以下「高等学校」という。）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む。）又は高等専門学校に就学するのに必要な経費

(2) 就学支度費

低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む。）又は高等専門学校への入学に際し必要な経費

4. 不動産担保型生活資金

次に掲げる資金です。

(1) 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金

(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金（※福祉事務所が窓口）

生活保護受給中又は申請中（申請予定を含む）の高齢者世帯が、所有する一定の居住用不動産を担保にその住居に住み続ける上で必要な生活費を貸し付ける資金

貸付対象者は、次のいずれにも該当する低所得の高齢者世帯です。

- (ア) 資金の貸付を受けようとする者が単独で所有する不動産（同居している貸付を受けようとする者の配偶者が連借受人となる場合に限り、当該配偶者と共有する不動産を含む。）に居住していること。
- (イ) 賃借権その他の利用権又は抵当権その他の担保権が設定されていない不動産に居住していること。
- (ウ) 貸付を受けようとする者の配偶者及び親（配偶者の親を含む。）以外の者が同居していないこと。
- (エ) 原則として、世帯の構成員が65歳以上であること。
- (オ) 借入申込世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること。
- (カ) 担保に供する不動産（土地）の評価額が1,000万円以上であること。

新型コロナウイルス感染症の影響による 一時的な生活資金の緊急貸付に関するご案内

福岡県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けて、生活福祉資金のうち以下の資金について特例貸付を実施しています。

(貸付には審査があります。)

○緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を実施（貸付上限、据置期間等の特例）。

○総合支援資金

日常生活の維持が困難となった場合に、原則3月以内の生活費用の貸付を実施（据置期間、保証人等の特例）。

具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、まずは下記粕屋町社会福祉協議会へお電話をお願いします。

お問合せ先

粕屋町社会福祉協議会

電話：092-938-6844

住所：糟屋郡粕屋町長者原東六丁目5番10号

受付時間：（月～金曜日（平日のみ） 9:00～17:00）

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方については20万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市町村社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・（2人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。